

平成 28 年4月 25 日

各 位

会社名 株式会社オーバル 代表者 代表取締役社長 谷本 淳 (コード番号 7727 東証第一部) 問合せ先 執行役員経営企画室長 池田 國高 電話 03-3360-5009

監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年4月25日開催の取締役会において、平成28年6月28日開催予定の当社第94期定時株主総会(以下、「本総会」といいます。)で承認されることを条件として、監査等委員会設置会社への移行を決定し、これに伴い、本総会に定款の一部変更議案を付議することを決議いたしました。

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

平成 27 年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)(以下、「改正会社法」といいます。)によって、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。

監査等委員である取締役が取締役会での議決権を持つことにより、取締役会での監督機能をより一層強化し、また、重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役会から取締役に委任することにより、効率的かつ機動的な経営体制の強化を図り、コーポレート・ガバナンス体制のさらなる充実を目的として監査等委員会設置会社への移行を決定いたしました。

(2) 移行の時期

平成 28 年6月 28 日開催予定の当社第 94 期定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

①監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の 新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

- ②改正会社法の施行により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が拡大されたことに伴い、業務執行を行わない取締役との間で責任限定契約の締結を可能にし、今後も継続的に取締役として有用な人材の招聘を行い、その期待される役割を十分に発揮することができるよう現行定款第34条を変更するものであります。当該変更については、各監査役の同意を得ております。
- ③取締役会の決議をもって、重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる規定を新設いたします。
- ④その他、必要な文言や条数の変更・削除を行っております。

(2) 変更の内容 別紙のとおり

(3) 変更の日程

定款変更のための定時株主総会開催日平成 28 年6月 28 日 (予定)定款変更の効力発生日平成 28 年6月 28 日 (予定)

以上

【別紙】

〈定款変更の内容〉

	(下線は変更部分を示しています)
現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第1条~第12条(条文省略)	第1条〜第12条(現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第 13 条(条文省略)	第 13 条(現行どおり)
第14条(議長) 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き社長が、これを招集し、議長となる。社長事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位により、他の取締役がこれを招集し、議長となる。	第14条(議長) 株主総会は、法令に別段の定め <u>が</u> ある場合を除き <u>取締役</u> 社長が、これを招集し、議長となる。 <u>取締役</u> 社長 <u>に</u> 事故 <u>が</u> あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位により、他の取締役がこれを招集し、議長となる。
第 15 条~第 18 条(条文省略)	第 15 条〜第 18 条(現行どおり)
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
第 19 条(条文省略)	第 19 条(現行どおり)
第 20 条 (取締役の員数) 当会社の取締役は <u>9</u> 名以内と <u>し、株主総</u> 会でこれを選任する。 (新設)	第 20 条 (取締役の員数) 1. 当会社の取締役 (監査等委員である取締役を除く。) は 7 名以内とする。 2. 当会社の監査等委員である取締役は 4 名以内とする。
第 21 条 (取締役の選任方法) (新設) 取締役の選任決議は、当該株主総会で議	第21条(取締役の選任方法) 1.取締役は、監査等委員である取締役と それ以外の取締役とを区別して株主総会の 決議によって選任する。 2.取締役の選任決議は、当該株主総会で

決権を行使することができる株主の議決権 の3分の1以上を有する株主が出席し、出 席した当該株主の議決権の過半数をもって する。

第22条(条文省略)

第23条(取締役の任期、補欠)

取締役の任期は、選任後1年以内に終了 する事業年度のうち最終のものに関する定 時株主総会の終結の時までとする。

(新設)

(新設)

(新設)

第24条(代表取締役および役付取締役)

- 1. 当会社を代表する取締役は、取締役会の決議によってこれを選定する。
- 2. 取締役会は、その決議によって、業務の都合により、取締役の中から取締役会長1名、取締役社長1名、専務取締役および常務取締役それぞれ若干名を選定することができる。

議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもってする。

第22条(現行どおり)

第23条(取締役の任期、補欠)

- 1. 取締役 (監査等委員である取締役を除 く。) の任期は、選任後1年以内に終了する 事業年度のうち最終のものに関する定時株 主総会の終結の時までとする。
- 2.監査等委員である取締役の任期は、選 任後2年以内に終了する事業年度のうち最 終のものに関する定時株主総会の終結の時 までとする。
- 3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
- 4. 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第24条(代表取締役および役付取締役)

- 1. 当会社を代表する取締役は、取締役会の決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から選定する。
- 2. 取締役会は、その決議によって、業務の都合により、取締役(監査等委員である 取締役を除く。) の中から取締役会長1名、 取締役社長1名、専務取締役および常務取締役それぞれ若干名を選定することができる。

第25条(役付取締役の職能)

- 1. 社長は、取締役会の決議に基づき一切の業務を総理する。
- 2. 専務取締役および常務取締役は、社長 を補佐して当会社の業務を統括または分掌 し、社長事故あるときは、専務取締役または 他の取締役が順次その職務を代理する。

第26条(取締役会の招集)

- 1. 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会長が招集し、議長となる。
- 2. 取締役会長<u>が</u>欠員または事故あるときは、取締役社長がその職務を代行する。
- 3. 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順位に従い他の取締役がその職務を代行する。

(新設)

第27条(取締役会の招集手続)

- 1.取締役会を招集するときは、各取締役 および監査役に対し、会日より5日前にその 通知を発する。ただし、緊急の必要あるとき はこの期間を短縮することができる。
- 2.取締役会は取締役<u>および監査役</u>の全員 の同意があるときは招集の手続を経ないで 開催することができる。

第28条(条文省略)

第29条(取締役会の決議の省略)

当会社は、取締役(当該決議事項について 議決に加わることができるものに限る。)の 全員が取締役会の決議事項について書面ま

第25条(役付取締役の職能)

- 1. <u>取締役</u>社長は、取締役会の決議に基づき一切の業務を総理する。
- 2. 専務取締役および常務取締役は、<u>取締</u>役社長を補佐して当会社の業務を統括または分掌し、<u>取締役</u>社長<u>に</u>事故<u>が</u>あるときは、 専務取締役または他の取締役が順次その職務を代理する。

第26条(取締役会の招集)

- 1. 取締役会は、法令に別段の定め<u>が</u>ある 場合を除き、取締役会長が招集し、議長とな る。
- 2. 取締役会長<u>に</u>欠員または事故<u>が</u>あると きは、取締役社長がその職務を代行する。
- 3. 取締役社長に事故<u>が</u>あるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順位に従い他の取締役がその職務を代行する。
- 4. 前三項に関わらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。

第27条(取締役会の招集手続)

- 1. 取締役会を招集するときは、各取締役に対し、会日より5日前にその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。
- 2.取締役会は取締役の全員の同意がある ときは招集の手続を経ないで開催すること ができる。

第28条(現行どおり)

第29条(取締役会の決議の省略)

当会社は、取締役(当該決議事項について 議決に加わることができるものに限る。)の 全員が取締役会の決議事項について書面ま たは電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、</u>監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

たは電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(新設)

第30条(取締役会の議事録)

- 1. 取締役会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した取締役<u>および監査役</u>がこれに記名押印または電子署名する。
- 2. 取締役会の議事録は、10年間本店に備え置くものとする。

第31条(条文省略)

第32条(条文省略)

第33条(取締役の報酬等)

取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第30条(重要な業務執行の決定の取締役へ の委任)

当会社は、会社法第399条の13条第6項 の規定により、取締役会の決議によって重 要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事 項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役 に委任することができる。

第31条(取締役会の議事録)

- 1. 取締役会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。
- 2. 取締役会の議事録は、10年間本店に備え置くものとする。

第32条(条数繰り上げ、条文は現行どおり)

第33条(条数繰り上げ、条文は現行どおり)

第34条(取締役の報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。

第34条(取締役の責任免除)

当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

第35条(監査役および監査役会)

当会社は、監査役および監査役会を置く。

第36条(監査役の員数)

当会社の監査役は4名以内とし、株主総 会でこれを選任する。

第37条(監査役の選任方法)

監査役の選任決議については、当該株主 総会で議決権を行使することができる株主 の議決権の3分の1以上を有する株主が出 席し、出席した当該株主の議決権の過半数を もってする。

第38条(監査役の任期、補欠)

- 1.監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する 定時株主総会の終結の時に満了するものと する。
- 2. 補欠によって選任された監査役の任期は前任者の残任期間と同一とする。

第 39 条(常勤の監査役)

<u>監査役会</u>は、<u>監査役</u>の中から常勤の<u>監査</u> 役を選定する。

第35条(取締役との責任限定契約)

当会社は、会社法第 427 条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。) との間に同法第 423 条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

第 36 条(監査等委員会)

当会社は、監査等委員会を置く。

(削除)

(削除)

(削除)

第37条 (常勤の監査等委員)

監査等委員会は、その決議によって、監査 等委員の中から常勤の<u>監査等委員</u>を選定す ることができる。

第40条(監査役会の招集手続)

- 1. <u>監査役会</u>を招集するときは、各<u>監査役</u>に対し、会日より5日前にその通知を発する。ただし、緊急の必要あるときはこの期間を短縮することができる。
- 2. <u>監査役会は監査役</u>全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。

第41条(監査役会の決議)

<u>監査役会</u>の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>監査役</u>の過半数をもってする。

第42条(監査役会の議事録)

- 1. <u>監査役会</u>の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した<u>監査役</u>がこれに記名押印または電子署名する。
- 2. <u>監査役会</u>の議事録は、10年間本店に 備え置くものとする。

第43条(監査役会規則)

<u>監査役会</u>に関する事項は、法令または定 款に別段の定めある場合を除き、<u>監査役会</u>の 定める監査役会規則による。

第44条(監査役の報酬等)

<u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>

第45条(監査役の責任免除)

当会社は、会社法第 427 条第1項の規定

第38条(監査等委員会の招集手続)

- 1. <u>監査等委員会</u>を招集するときは、各<u>監査等委員</u>に対し、会日より5日前にその通知を発する。ただし、緊急の必要あるときはこの期間を短縮することができる。
- 2. <u>監査等委員会は監査等委員</u>全員の同意 があるときは、招集の手続を経ないで開催 することができる。

第39条(監査等委員会の決議)

監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもってする。

第40条(監査等委員会の議事録)

- 1. <u>監査等委員会</u>の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した<u>監査等委員</u>がこれに記名押印または電子署名する。
- 2. <u>監査等委員会</u>の議事録は、10 年間本 店に備え置くものとする。

第41条(監査等委員会規則)

<u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令また は定款に別段の定め<u>が</u>ある場合を除き、<u>監査</u> 等委員会の定める監査等委員会規則による。

(削除)

(削除)

により、社外監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

第 <u>46</u>条~第 <u>48</u>条(条文省略)

第49条(会計監査人の報酬等)

会計監査人の報酬等は、<u>代表取締役が監</u> 査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

第50条~第52条(条文省略)

(新設)

第6章 会計監査人

第 <u>42</u>条~第 <u>44</u>条 (条数繰り下げ、条文は現行どおり)

第45条(会計監査人の報酬等)

第7章 計 算

第 <u>46</u>条~第 <u>48</u>条 (条数繰り下げ、条文は現行どおり)

附則

<u>(社外監査役との責任限定契約に関する経</u> 過措置)

第94期定時株主総会終結前の社外監査役 (社外監査役であった者を含む。)の行為に 関する会社法第 423 条1項の損害賠償責任 を限定する契約については、なお、同定時株 主総会の決議による変更前の定款第 45 条の 定めによる。

以上